

調査基準価格の算定式の改正について

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条第2項中の調査基準価格の算定式を以下のとおり改正しました。

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱

第37条第2項中

(改正前)

2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

$$A = (a + b + c + d) \times 110 / 100$$

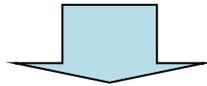
A：当該工事の調査基準価格

a：当該工事の直接工事費×9.7/10

b：当該工事の共通仮設費×9/10

c：当該工事の現場管理費相当額×9/10

d：当該工事の一般管理費等×5.5/10



(改正後)

2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

$$A = (a + b + c + d) \times 110 / 100$$

A：当該工事の調査基準価格

a：当該工事の直接工事費×9.7/10

b：当該工事の共通仮設費×9/10

c：当該工事の現場管理費相当額×9/10

d：当該工事の一般管理費等×6.8/10

施行期日

令和5年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。